

制定案

標準ロータリークラブ定款

第10条第1節「一般規定」(d)を改定する件

提案者：RID2780 茅ヶ崎ロータリークラブ

標準ロータリークラブ定款第10条第1節(d)を次のように改正する。

(標準ロータリークラブ定款第6ページ)

第10条 出席

第1節—一般規定

(d)次のような方法で同じ年度内、もしくは次の年度が始まってから2週間以内に、メイクアップをする。

(本文終わり)

趣旨と効果に関する声明文

2016年の規定審議会の決定により、「会合」「会員身分」「出席」に柔軟化が取り入れられた。それに伴い第1節(d)のように、メイクアップも前後2週間から年度内へと期限が広がった。しかしながら、同じ欠席でも年度末、例えば最終例会を休むとメイクアップの期間がなく欠席になってしまう。これは著しく不公平である。年度最終月の欠席の補填のために、次年度2週間の猶予を与えることは、会員の例会出席意識を向上させ、ひいては例会の活性化にも繋がると考える。

RI 財務与える影響

この変更に伴う国際ロータリーの費用負担は一切ないと考えられる。